

清瀬市公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会設置要領

(設置)

第 1 条 清瀬市の公共施設を活用した子どもの居場所づくりを検討するため、清瀬市公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、清瀬市の公共施設を活用した子ども居場所づくりについて検討を行う。

(検討事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 清瀬市の公共施設を活用した子どもの居場所づくりに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、6 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議に委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。この場合において、当該委員以外の者はオンライン会議システムにより出席することができる。

4 委員会の会議は原則、公開とする。

5 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

(傍聴)

第 7 条 傍聴に関する事項は「清瀬市公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会傍聴規程」により定めるものとする。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、経営政策部未来創造課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。